

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

◇告 示 解除予定の保安林

土地改良区の役員住所の変更

土地改良事業の認可(五件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇教 委 告 示 教育委員会の招集

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県公報発行規則の規定は、昭和五十四年四月分以後の鳥取県公報の購読料金について適用する。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一万円」を「一万千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十四年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けている者に係る修学資金の額については、改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取

県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「九百五十円」を「千百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七号

子宮がん集団検診事業交付金交付規則の一部を改正する規則

子宮がん集団検診事業交付金交付規則（昭和四十三年四月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「千九百円」を「二千二百円」に、「九百五十円」を「千百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ジャヤ谷ヨリウへ山マデ一〇三七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

天神野土地改良区

理事 北村 滝 蔵	
変更前	倉吉市志津九二〇番地
変更後	倉吉市志津九〇一番地の八

鳥取県告示第二百四十二号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（横座地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（外邑地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（洗井地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十五号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（延興寺地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十六号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（蒲生第一地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十七号

昭和五十三年十二月十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（長柄地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年六月七日 鳥取県指令受都計第八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市滝山字大苗代

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一二六五 新川静子

鳥取県告示第二百四十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、

同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十四年三月十四日	四三二	米子市西福原 七一八番地五	株式会社山陰合同銀行 福原出張所長	住所と同じ。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

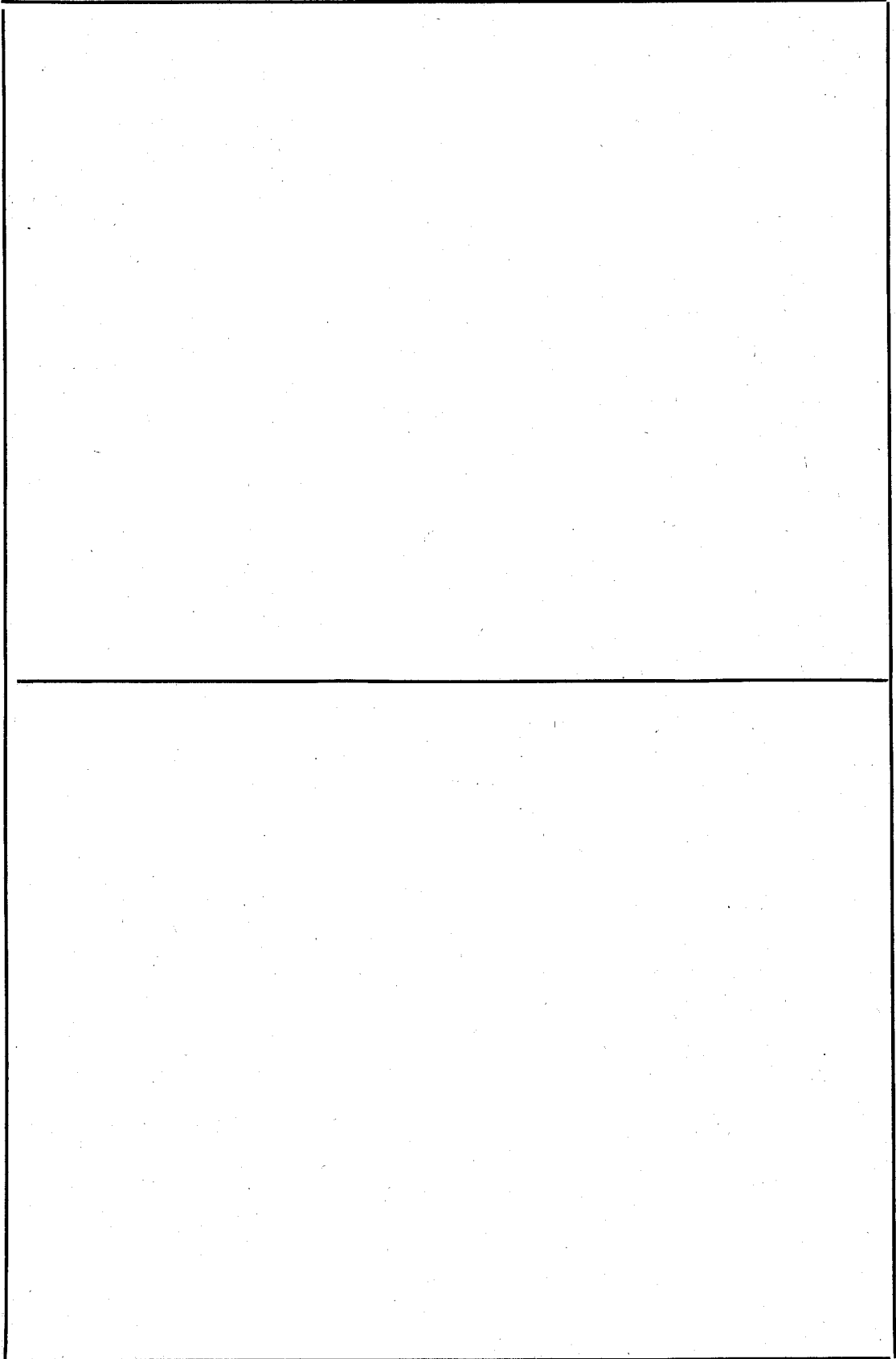
一 日時 昭和五十四年三月二十四日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市永楽温泉町 白兔荘

三 議題

1 公立学校教職員人事について

2 その他



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部 購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

